

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方

概要

令和7年6月17日

<諮問名>

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

<諮問の背景>

- 総務大臣から認定を受けている電気通信事業者が、特殊詐欺の幫助犯として逮捕・起訴、実刑判決に至った事例が増加していることから、「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）を踏まえ、以下のとおり、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を改正（以下「令和7年法改正」という。）。
 - ① 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加
 - ② 電気通信番号使用計画の認定の基準に申請者の役務継続の見込み等を追加
 - ③ 卸元事業者に対する卸先事業者の認定の有無等の確認義務の創設
- 令和7年法改正による新たな電気通信事業法（以下「令和7年改正法」という。）の施行に向けて、下位法令の整備が必要。
- また、令和7年法改正は電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正であるため、電気通信番号制度について、令和7年法改正の内容と整合を図るため検討を行う必要がある。

<主な検討課題>

- **令和7年改正法の施行に向けた総務省令の規定の検討**
 - ・ 令和7年改正法における総務省令委任事項（規律対象の電気通信番号の種別、卸元事業者の確認義務の履行方法等）に関する検討を行う。
- **その他見直し後の電気通信番号制度の在り方**
 - ・ その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

<スケジュール>

- 令和7年11月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

1 令和7年法改正の概要

- ## 電気通信番号が特殊詐欺に利用される典型的な例



2023年9月5日中日新聞朝刊12頁→

- 電気通信番号の適正な使用の観点から、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策を含め、「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について、令和6年5月に情報通信審議会に諮問。
- 電気通信番号制度の見直しについて検討を行い、同年9月に報告書を取りまとめ、同年11月に関係部分の答申。

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）の主な内容

現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当。

① 欠格事由関係

- 特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加する。
- 欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。

② 事業者の取組関係

- 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号）を使用した卸電気通信役務を提供する際、既存の卸先事業者を含め全ての事業者に次の取組を行うことを義務づける。
 - ・ 電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - ・ 電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）

③ 認定基準関係

- 認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。
- 当該取組が適切に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直し。

見直しの具体化にあたっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要。

- 「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）により、電気通信番号制度の見直しを実施。

① 欠格事由の追加

施行日：公布の日（令和7年5月28日）

➤ 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に次の事由を追加

- **特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯**（詐欺、電子計算機使用詐欺等の刑から2年を経過しない者）
- 認定の取消しを受けて2年を経過しない者

（参考）現行の欠格事由（電気通信事業法第50条の3）

- 電気通信事業法等による刑から2年を経過しない者
- 第14条の登録の取消しから2年を経過しない者
- 役員が上記に該当した場合

② 認定基準の追加

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

➤ 犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件を追加

- 役務の継続的な実施が見込まれること
- その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないこと

③ 事業者への義務付け

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

- 一般的に、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、**事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に次の取組を行うことを義務付け**
 - 卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること
 - 一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること

参照条文（欠格事由・認定の基準）

●改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が適当である旨の総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一～四（略）

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに次条第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

3（略）

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二（略）

三 第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五（略）

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ～ハ（略）

二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ 申請をした者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。

（認定の取消し）

第五十条の十 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第五十条の三第一号、第二号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

四 第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件に該当するに至つたとき。

五（略）

●改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（卸電気通信役務を提供する際の確認義務）

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する**卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは**、総務省令で定めるところにより、**当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること**（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあっては、第一号に該当すること）**の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。**

一 次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 **当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。**

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二 当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることその他利用者設備識別番号を使用する**電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。**

2 検討事項及び検討の進め方

- 令和7年改正法を確実に施行し、運用するため、総務省令等の下位法令の整備に向けた検討を行う。

認定基準の追加関係

（第50条の4第2号関係）

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

卸元事業者への義務付け関係

（第50条の7関係）

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、

4. 役務の継続性があると認められる要件

卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

6. 確認義務の履行方法

上記①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

その他

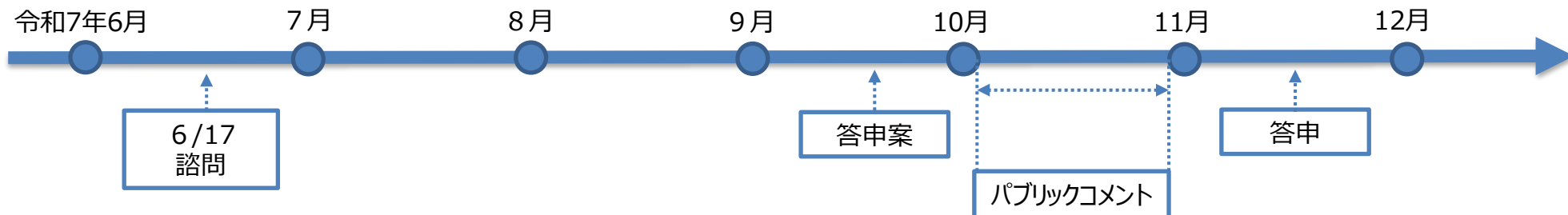
7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

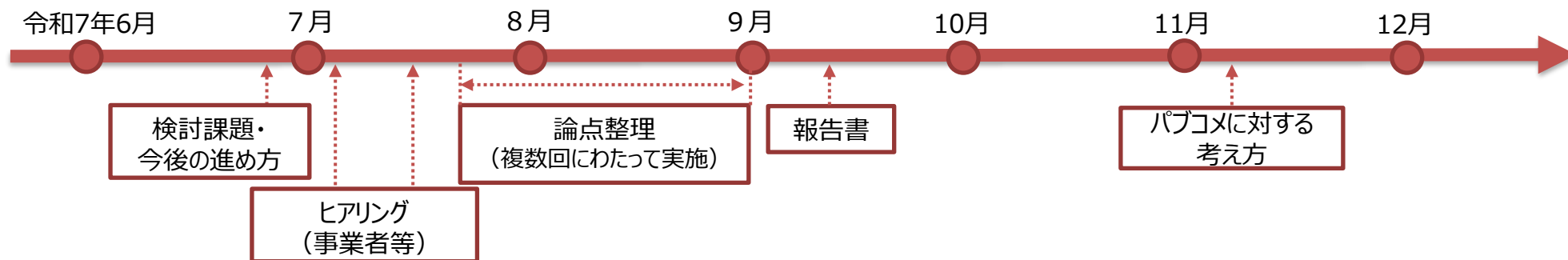
検討の進め方（案）

- 電気通信事業政策部会の下にある電気通信番号政策委員会で具体的な検討を行い、令和7年11月頃を目処に答申予定。
- その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を年度内に実施予定。

情報通信審議会（電気通信事業政策部会）



電気通信番号政策委員会



<電気通信番号政策委員会構成員一覧>（敬称略）

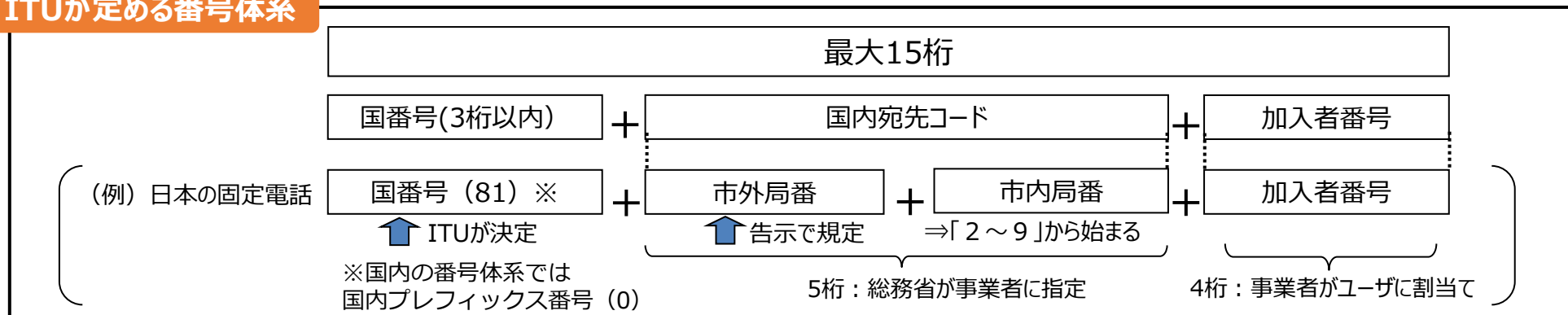
（主査）	相田 仁	東京大学 特命教授	猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
	石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授	矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授
	河村 真紀子	主婦連合会 会長		

参考

電気通信番号の体系

- 電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める**国際的なルールにより桁数等の制約がある有限希少な資源**。
- 各国が配分や使用の手続を定めている。（日本では、総務省が電気通信番号を管理し、必要に応じて電気通信事業者に指定）

ITUが定める番号体系



国内の
番号体系

	主な電気通信番号の種別		桁数													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
利用者設備識別番号	固定電話番号	0AB～J番号	0	A	B	C	D	E	F	G	H	J				
	付加的役務電話番号 →着信課金サービス (0120) 等	0AB0番号	0	1	2	0	D	E	F	G	H	J				
	データ伝送携帯電話番号 (0200 ^(14桁) /020C ^(11桁))	0A0番号	0	2	0	0	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N
	音声伝送携帯電話番号(090/080/070/060)		0	2	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
	特定 I P 電話番号 (050)		0	9	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	00XY番号	0	0	X	Y										
	緊急通報番号 (110/118/119)	1XY番号	1	X	Y											
	付加的役務識別番号 →消費者ホットライン (188)、児童相談所全国共通ダイヤル (189) 等															

○ 利用者設備識別番号とは、利用者の端末設備を識別するために使用する電気通信番号（電気通信事業法第50条第2項第1号イ）

○ 事業者設備等識別番号とは、利用者設備識別番号以外の電気通信番号で（同号ロ）、総務大臣が定めるもの

電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、**電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要。**

電気通信番号計画

- 総務大臣は、電気通信番号計画（告示）を作成・公示
 - 番号種別ごとに、提供役務の内容、使用条件（緊急通報が可能であること等）等を記載

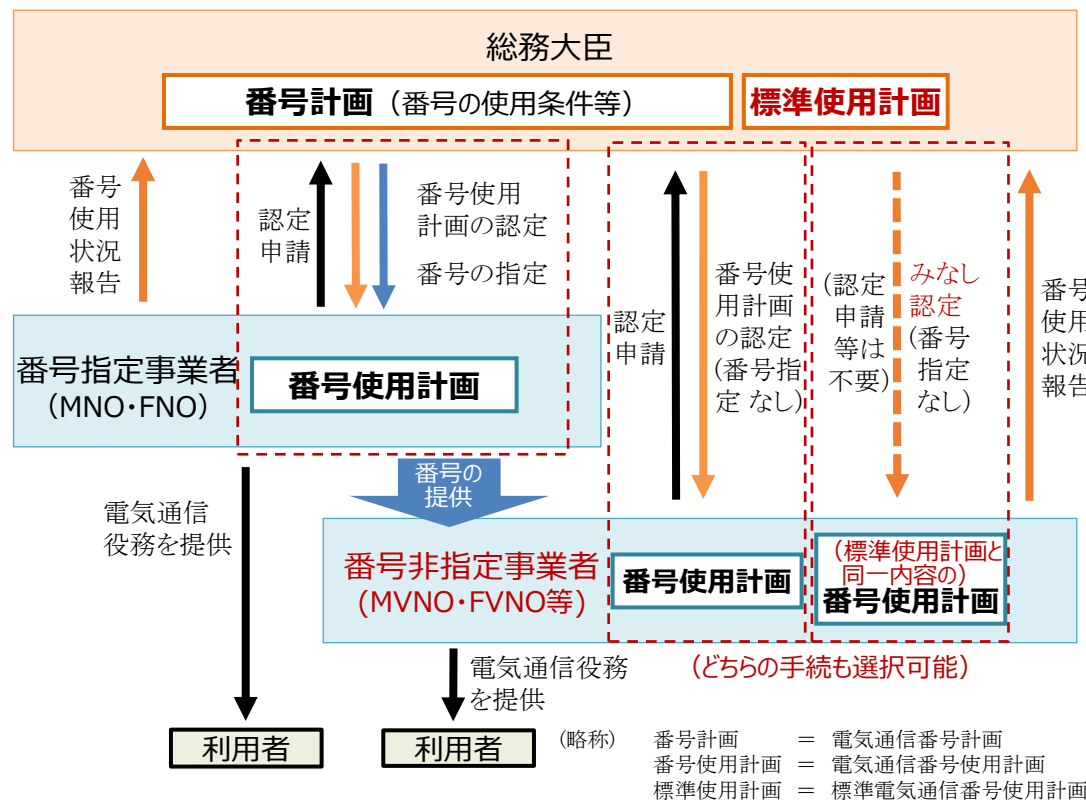
認定・指定

- 電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける義務
 - 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなされる
- 総務大臣は、電気通信番号を指定
 - 総務大臣から番号の指定を受けず、他の事業者から番号の提供を受ける場合もある。

電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- 認定された電気通信番号使用計画に従って、電気通信番号を使用しなければならない。
- 違反した場合は、総務大臣による適合命令
 - 適合命令に従わない場合は認定の取消し
- 報告規則に基づき、年に一度、電気通信番号の使用状況を報告

【手続のイメージ】



認定事業者の種別 (Type of Designated Business)	事業者数 (Number of Businesses)
認定事業者（番号指定） (Designated Business (Number Designation))	63
認定事業者（番号非指定） (Designated Business (Number Non-designation))	120
みなし認定事業者（番号非指定） (Designated Business (Number Non-designation) - Designated Business)	1279